

ステップ3 キーワード（ケアマネ試験の主な登場人物）

【1】 地域支援事業

Check	No.	キーワード	言葉の意味
<input type="checkbox"/>	137	地域支援事業	予防重視型システムへの転換の一環として、平成18年度に創設された市町村が実施主体となって行う事業。介護保険被保険者が要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態等となった場合でもできる限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としている。この事業は、①介護予防事業、②包括的支援事業、③任意事業の3つの事業から構成されている。
<input type="checkbox"/>	138	地域支援事業の必須事業	地域支援事業のうち、実施が義務づけられている事業のことで、具体的には、①介護予防事業、②包括的支援事業の2つを指す。
<input type="checkbox"/>	139	介護予防事業	第1号被保険者を対象とした、要介護状態等になることの予防または要介護状態等になった場合の状態の軽減や悪化防止のために必要な事業（介護予防サービス事業および地域密着型介護予防サービス事業に該当しないもの）をいう。
<input type="checkbox"/>	140	包括的支援事業	平成18年度に創設された地域支援事業の一つで、介護予防を手段からサポートする事業。包括的支援事業には、(a)介護予防ケアマネジメント事業、(b)総合相談・支援事業、(c)権利擁護事業、(d)包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の4点が含まれる。市町村は、老人介護支援センターの設置者その他の厚生労働省令で定める者に包括的支援事業の実施を委託することができる。事業の費用については、下記の任意事業と同様に、第2号被保険者の保険料を除く介護保険の財源で賄われている。
<input type="checkbox"/>	141	任意事業	平成18年度に創設された地域支援事業の一つで、その名前の通り、実施するか否かは市町村の判断に委ねられている事業のこと。事業の具体的なメニューとしては、介護給付費適正化事業、家族介護支援事業などが想定される。任意事業の費用については、介護保険の財源を使うのであるが、財源構成に第2号被保険者の保険料が含まれていない点に留意。
<input type="checkbox"/>	142	特定高齢者施策	介護予防事業の中核をなす事業。特定高齢者を対象に、特定高齢者が要介護状態等となることを予防することを通じて、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援することを目的とした事業。具体的には、①特定高齢者把握事業、②通所型介護予防事業、③訪問型介護予防事業、④介護予防特定高齢者施策評価事業が含まれる。
<input type="checkbox"/>	143	特定高齢者	特定高齢者把握事業によって選定された要支援、要介護状態となるリスクが高い第1号被保険者のこと。
<input type="checkbox"/>	144	一般高齢者施策	介護予防事業の一つで、当該市町村の第1号被保険者のすべての者及びその支援のための活動に関わる者を対象に実施する事業。具体的には、①介護予防普及啓発事業、②地域介護予防活動支援事業、③介護予防一般高齢者施策評価事業などが含まれる。